

第2回北海道地域農業特定技能協議会運営委員会  
(議事要旨)

日時：令和5年7月28日(金) 14時00分～15時15分

場所：北海道庁 本庁舎7階 会議室

出席者：名簿参照

議事要旨：

冒頭、農林水産省から以下の旨の開会のあいさつがあった。

- ・農業分野において、特定技能外国人を雇用する受入機関(雇用主)は、農業特定技能協議会に加入しなければならないこととされ、北海道地域の受入機関の加入状況は、本年6月末時点で700程度となっており、その内訳は、耕種農業で約3割、畜産農業で約7割の状況。
- ・本日は、関係省庁や関係団体の皆様に参加していただき、特定技能外国人の適正な受入及び保護に有用な情報共有、優良事例の周知や課題の共有を行うほか、構成員の方々には、把握している現場の状況などを報告していただき、議論を行ってまいりたい。

1. 特定技能制度の現状等について

主に、農林水産省から、資料に基づいて、特定技能2号の対象分野への追加に係る報告のほか、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(以下「有識者会議」)における議論の状況について、報告があった。

その他、有志の構成員から、道内の現場の状況等について、報告があった。

2. その他(質疑応答)

- 「特定技能2号」で帯同可能となる配偶者、子の在留資格はどうなるのか。(JA北海道中央会)
  - 在留資格「家族滞在」となるだろう。これは被扶養者としての活動が認められる在留資格となるので、原則として就労できないが、資格外活動の許可があれば、就労時間に一定の制限はあるものの、パートなどで就労は可能と認識している。(農林水産省)
- 有識者会議の中間報告書(概要)では、「新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討」とある。道内では、肉用牛での受入れを要望する声があるところ、この論点について、どのような議論がされている状況か。(北海道庁)
  - 農業の技能実習について、現行制度では、耕種農業の3作業(「施設園芸」、「畑作・野菜」、「果樹」)と、畜産農業の3作業(「酪農」、「養豚」、「養鶏」)の計2職種6作業が移行対象職種として定められており、技能実習1号(1年間)だけでなく、技能実習2号(2年間)、技能実習3号(2年間)までの最長5年間実習できるものとなっている。なお、肉用牛については移行対象職種になっていないため、2号、3号では受入ができないものの、特定技能制度では畜産農業の区分で受入れは可能。

この農業技能実習の2職種6作業は、特定技能でも従事可能であるが、他産業においては、技能実習では従事可能であるが特定技能では従事できない作業や、その逆もあるなど、技能実習か特定技能のいずれかひとつの制度でしか従事できない業務がある状況。このため、新たな制度と特定技能制度では、対象職種や分野を一致させ、中長期的にキャリアパス

が構築できる仕組みが必要と指摘されているところ。今後、どのように一致させるのか具体的に議論されることになると思うが、これまでの議論の中には、特定技能に合わせる方向で検討すべきなどの意見がある状況。(農林水産省)

○ 在留諸申請の審査期間が長く、農業の現場からは、余裕をもって申請をしているものの、必要な時期に外国人を受け入れることができず、生産計画にも支障が出るなどの状況があると伺っているが、札幌出入国在留管理局の所見を伺いたい。(J A北海道中央会)

→ 実際、そのような状況があることは承知しており、現状、繁忙期等農業の特殊性を踏まえて、迅速に処理することを心掛けているところ。ただ、審査期間については、単に当局だけで左右できるものではなく、なかなか難しい問題だと認識している。例えば、申請者に、審査に必要な書類を追加で求めることがあるが、中には、送り出し国から取り寄せる必要のある書類もあり、こうした理由で審査期間が長期化することがあることについて、まずはご理解いただきたい。その上で、引き続き、農業の特殊性を踏まえて、当局として、最大限迅速な処理に努めていきたい。(札幌出入国在留管理局)

○ 現在、農業の1号特定技能外国人の受入見込み数は、36,500人となっている。これまでの増加傾向からすると、さらに増枠する必要があるように思う。有識者会議の中間報告書(概要)では、この設定プロセスなどの透明化を図ると指摘されているところ、受入見込み数の今後の見通しについて、現時点でどのように考えているか。(北海道庁)

→ 現在の36,500人という数字は、生産性向上の取組、国内人材確保の取組を行ってもなお不足する特定の産業上の分野で即戦力となる外国人労働者を受け入れるという制度の趣旨を踏まえて、政府の基本方針に基づき、制度開始からの向こう5年間の受入見込み数として設定し、これを受入れの上限数として運用しているもの。

今後、次期5年間についても設定する必要があることが予想される場所、これまでと同様に、制度趣旨を踏まえ、業界団体等の意見も聞きつつ、農業の現場で必要な外国人材を十分に確保できるよう、適切に対応していきたいと考えている。

以 上